

筆界特定の申請がされた旨の公告

下記のとおり、筆界特定がされたので、不動産登記法第133条第1項の規定により、公告する。

令和7年9月11日

大阪法務局 筆界特定登記官  
記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和7年第173号

対象土地 吹田市岸部北五丁目26番3

同所 26番3先里道

手続番号 令和7年第174号

対象土地 吹田市岸部北五丁目26番38

同所 26番3先里道